

「給付付き税額控除」について

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

社会保障国民会議 中間とりまとめについて

1 趣旨

これまでの政党間での協議※を尊重しつつ、**国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」**について、国民の皆様にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進めるため、**「国民会議」を設置。政府と、消費税が社会保障の貴重な財源であるとの認識を有し、給付付き税額控除の実現に取り組む政党が、共同で開催。**

※自由民主党、立憲民主党、日本維新の会及び公明党による給付付き税額控除に関する政党間協議。国民会議の共同開催に伴い、現在の政党間協議は国民会議に移行する。

2 国民会議の構成・構成員

○ 国民会議（いわゆる「親会議」）は、**政府及び参加政党間で協議・意見集約を行う。**

＜政府側＞ 内閣総理大臣（通常は官房長官が代理・司会進行）、担当閣僚、有識者会議座長*

＜政党側＞ 参加各党の政策責任者・税調会長（総理出席の際は、各党党首が参加可能）

※ 国民会議（「親会議」）は、実務者会議での議論及び検討状況に応じて、適宜開催する。

* 有識者会議（下記）座長は、有識者会議の議論を報告するため、必要に応じ参加。

○ **「親会議」の下、機動的・集中的に議論を進めるため、政府及び各党の実務者による「給付付き税額控除等に関する実務者会議」を開催。**

＜政府側＞ 全世代型社会保障改革担当大臣、財務大臣※、総務大臣※、有識者会議座長

＜政党側＞ 実務者（原則2名、自民党は3名（うち1名が議長））

※ 財務大臣及び総務大臣、その他関係大臣は、必要に応じ参加。

2 国民会議の構成・構成員（続き）

- 「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する必要があるため、様々な立場から専門的な議論を行う「有識者会議」※を設け、「実務者会議」が「有識者会議」と連携※を図る。

※ 有識者会議のメンバー（常任）は、政府関係審議会委員、地方界、経済界等で構成。議論の進捗に応じ、有識者の追加も可能とする。有識者（臨時）についても、テーマに応じ、招聘可能。

* 基本、実務者会議の意見や関心事を有識者会議に伝達し、有識者会議の議論の状況を実務者会議に報告するサイクルを想定。実務者会議メンバーは有識者会議に参加可能。

3 事務局

国民会議の庶務は、政府（内閣官房）並びに自由民主党及び野党の代表となる党において処理。

4 議論の進め方など

- まずは「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」を同時並行的に議論を進め※、その両者について、R8年夏前を目途に中間とりまとめを行う※。

※ 給付付き税額控除の制度設計に関連する社会保障制度の議論は並行して実施。

* 骨太の方針に反映の上、制度を閣議決定し、一定の準備期間を経て実施に移すために必要となる法案を提出することを想定。

- その上で、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題等について、改めて調整の上、協議を継続する。

給付付き税額控除について

(中間とりまとめ(社会保障国民会議 令和8年7月29日))

- 給付付き税額控除は、諸外国との比較を通じて**純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目。**
- ① その**負担軽減**を通じ、所得に応じて、これまでよりも**一層手取りが増える**ようにするとともに、
② いわゆる「**年収の壁**」などによる「**働き控え**」を緩和することを通じた**就労促進**を図る、
という喫緊の課題に適切に対応する必要。
- これらを目的として、**制度横断的に、負担(税・社会保険料)と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」**を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入(令和11年度に本格導入)。
- ※ 今回導入を目指す「所得に連動したきめ細かな給付」は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- ※ 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。
- ※ 税額控除と給付の組合せとすることについては、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続。

【子育て世帯(夫婦・子2人)の純負担率】

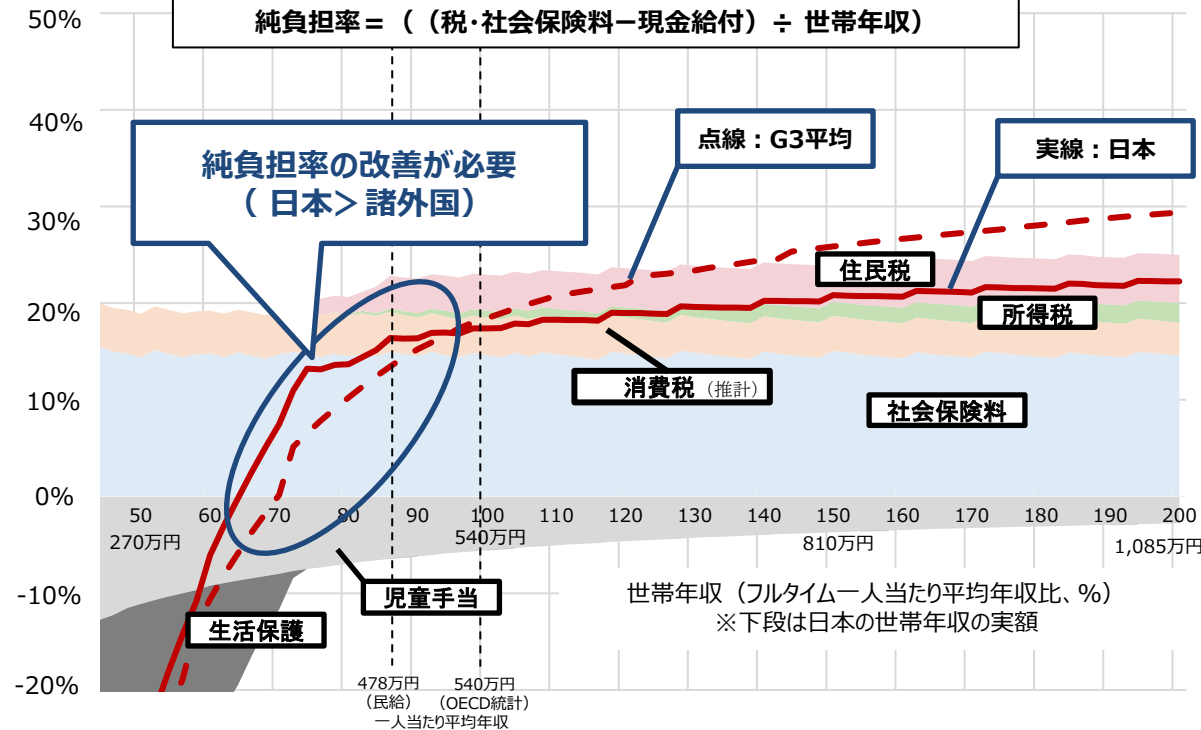
G3(米・独・仏)平均との比較

$$\text{純負担率} = (\text{税・社会保険料} - \text{現金給付}) \div \text{世帯年収}$$

純負担率の改善が必要
(日本>諸外国)

点線: G3平均

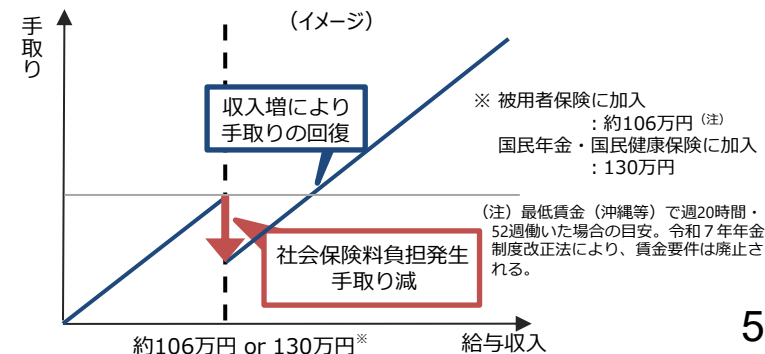
実線: 日本



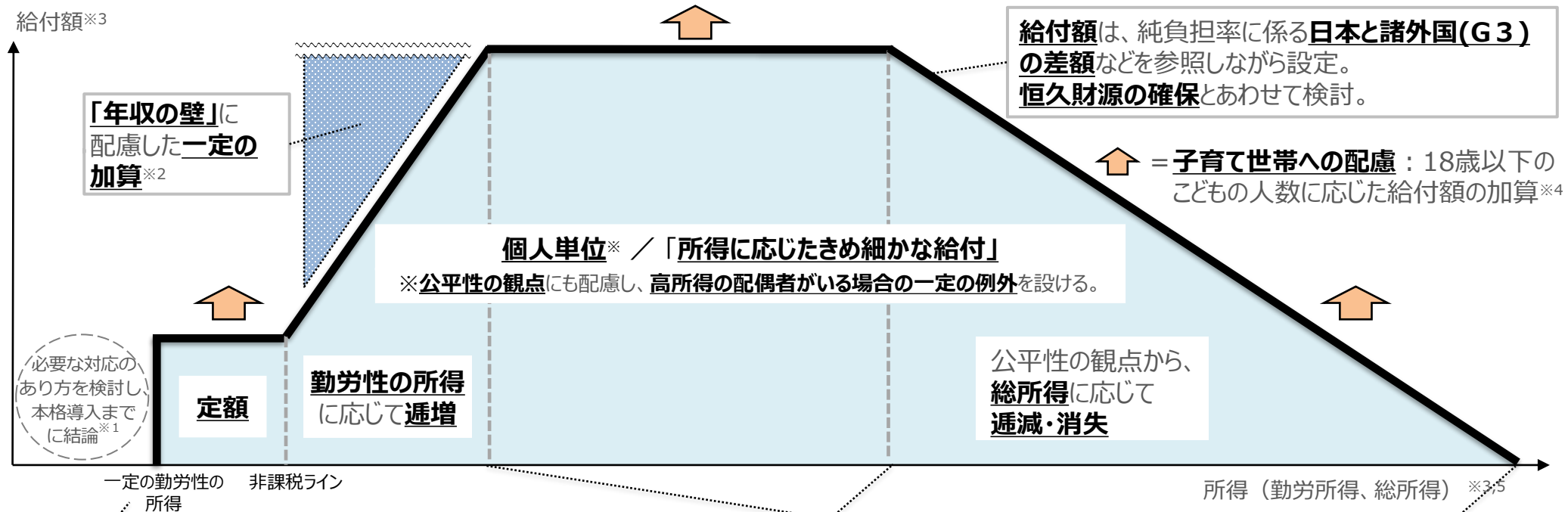
【深刻な人手不足(雇用人員判断D.I.の推移)】



【「年収の壁」による手取りの変化】



「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入のイメージ（中間とりまとめ（社会保障国民会議 令和8年7月29日））



これまでのご意見

- ・被用者保険の適用：所得 約32万円超（収入 約106万円超）※6
- ・給与所得ゼロ：所得 0万円超（収入 74万円超）
- ・雇用保険の適用：（収入 約 53万円超）

給付に係る閾値となる所得水準は、純負担率や純負担額の国際比較等を参照しながら設定。恒久財源の確保とあわせて検討。

※ 給付が消失する水準は、諸外国では概ね平均年収の50%前後。

○ **単身者、個人事業者、フリーランス、高齢者**（就労し、純負担が現役並みの中低所得高齢者）も対象。

※1 給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、給付と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要な対応のあり方を財源とともに検討し、可能なものについては令和11年度からあわせて実施できるよう、本格導入までに結論。その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度などの必要に応じた拡充を含め、幅広く選択肢を検討。

※2 「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置。就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め検討。

※3 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

※4 子育て世帯に配慮することについては、制度の複雑化に対する懸念から慎重な意見があった。

※5 金融所得については、制度を精緻化する中で対応。預金の利子所得も、遠くない将来の課題として検討。

※6 正社員に比べて時間・日数が4分の3未満の短時間労働者についての要件に関する目安。

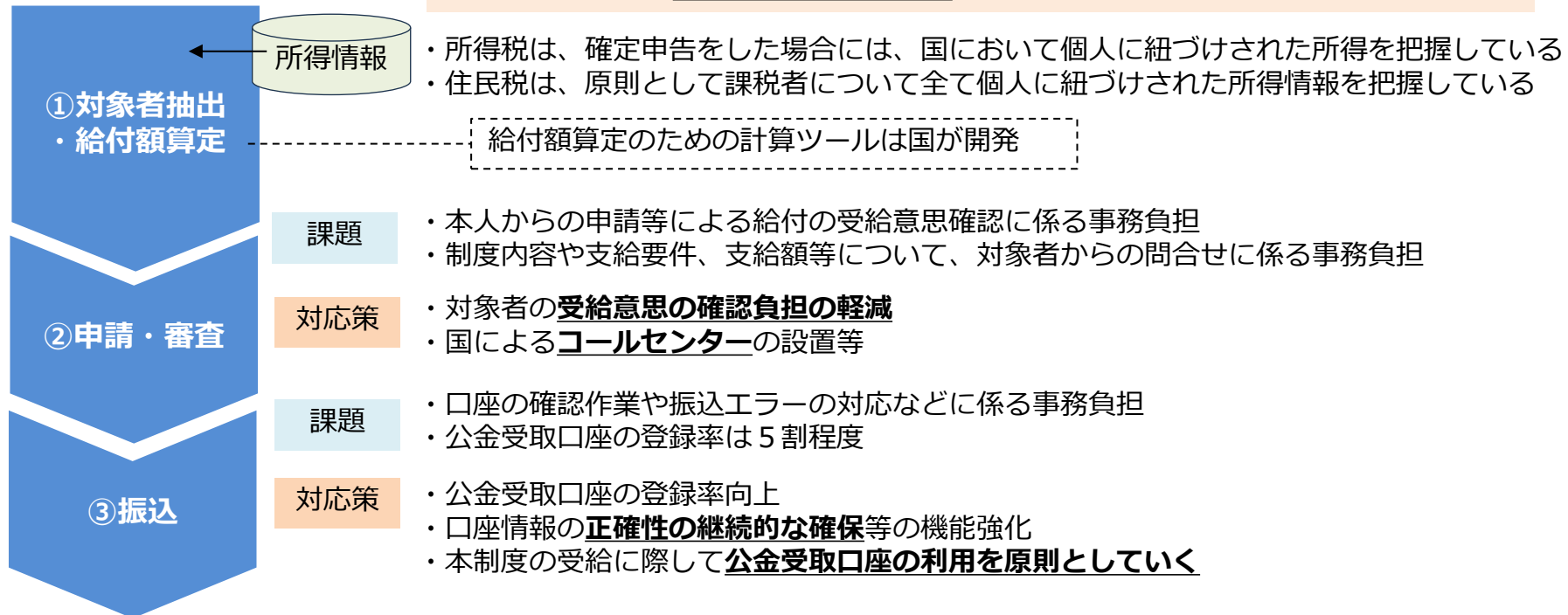
「所得に連動したきめ細かな給付」の制度の執行等

(中間とりまとめ(社会保障国民会議 令和8年7月29日))

- 「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、**国と地方が協力して運営**し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討。システム等の全国一律とした方が効率的な**インフラの整備は国が対応**することを基本とする一方、**住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応**する方向で検討。
- 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、**丁寧な協議を行う**。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、**国と地方の役割分担は変わり得るもの**と認識し、**国と地方の間で制度導入後も継続的な検討**を行う。
- **実施主体の負担軽減のため、国が前面に立って適切な支援や対策を講じる**。

【給付の事務フローのイメージと事務負担の軽減策】

システム面の支援に加え、対象者の**受給意思や口座情報の確認**作業、**外部からの問合せ対応**等について対応策を講じる



「所得に連動したきめ細かな給付」の執行について（中間とりまとめ抜粋（制度の執行等・将来的な方向性））

- 上記の「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、**国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方**の下、役割分担をしていく方向で検討を行う。具体的には、**システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応**することを基本とする一方、**住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応**する方向で検討を行う。その際、国地方全体で負荷が少なくスピード感を持って実現するため、既存の社会保障制度で**法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に**、検討を進める。また、法令による明確な実施基準のもとで、毎年度見直しをもって実施することができる仕組みとする。
- 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、**国と地方の間の丁寧な協議を行う**。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、**国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う**。
- 実施主体の負担軽減のため、**国が前面に立って適切な支援や対策を講じる**こととし、具体的には、過去の給付金事務において負担が大きかった**対象者の受給意思や口座情報の確認、外部からの問い合わせ対応等への対応策**を講じる。**公金受取口座の一層の活用**を図るとともに、**国によるコールセンターの設置や受給意思の確認負担の軽減策**についても検討する。
- 特に公金受取口座については、現状5割程度にとどまる登録率の向上を国として強力に推進し、**本制度の受給に際してその利用を原則としていく**とともに、**口座情報の正確性の確保等の機能強化**に継続的に取り組む。
- 執行面でも、**情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していく**。コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、国が直接給付をする場合、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現に相当の期間を要する。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携やDX化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。

「所得に連動したきめ細かな給付」の執行について （「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針抜粋（制度の経過措置（つなぎ）））

4. 制度の経過措置（つなぎ）

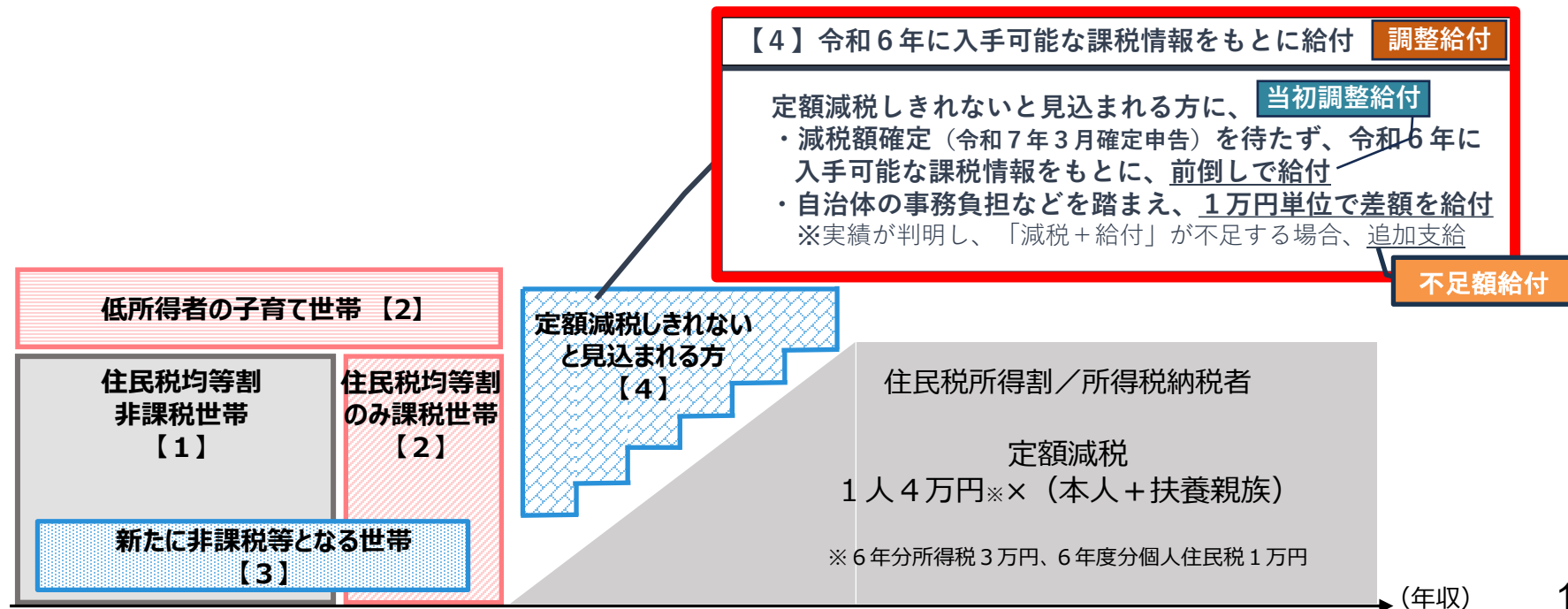
- (1) 「所得に連動したきめ細かな給付」については、公平性などの観点から高所得の配偶者を把握するとともに、子育て世帯への支援の観点から16歳から18歳の被扶養者の情報を把握するなど、追加的な情報確保の仕組みも必要となることから、必要な環境整備に取り組むことを前提として、その環境が整うことが見込まれる令和11年度に本格導入するものである。
- (2) **本制度を導入するまでの2年間に限った経過措置（つなぎ）**として、飲食料品に係る消費税率の引下げと、中低所得の現役勤労者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせる実施することとする。
- (3) 具体的には、
- ① 足下の物価高に鑑み、出来る限り早期に対応を講じる観点から、令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を1%とする。
 - ② あわせて、「働き控え」に早期に対応するとともに、中低所得の現役勤労者に手厚く対応する観点から、本制度の本格導入を先取りした取組みとして、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した「所得に連動したきめ細かな給付」※1を令和9年度に導入する。
- これらの取組みにより、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。
- (※1) 本格導入時には行われる世帯のうち配偶者の所得を勘案する一定の例外措置を設けず、18歳以下のこどもの人数に応じた加算に代えて15歳以下のこどもの人数に応じた加算を行うなど経過的な措置を講ずるものである。
- (※2) その他、実施のための所要の措置を講ずる。
- (6) なお、消費税減税の終了時に「所得に応じたきめ細かな給付」に円滑に接続するために必要な措置を講ずる。

「所得に連動したきめ細かな給付」 の執行について

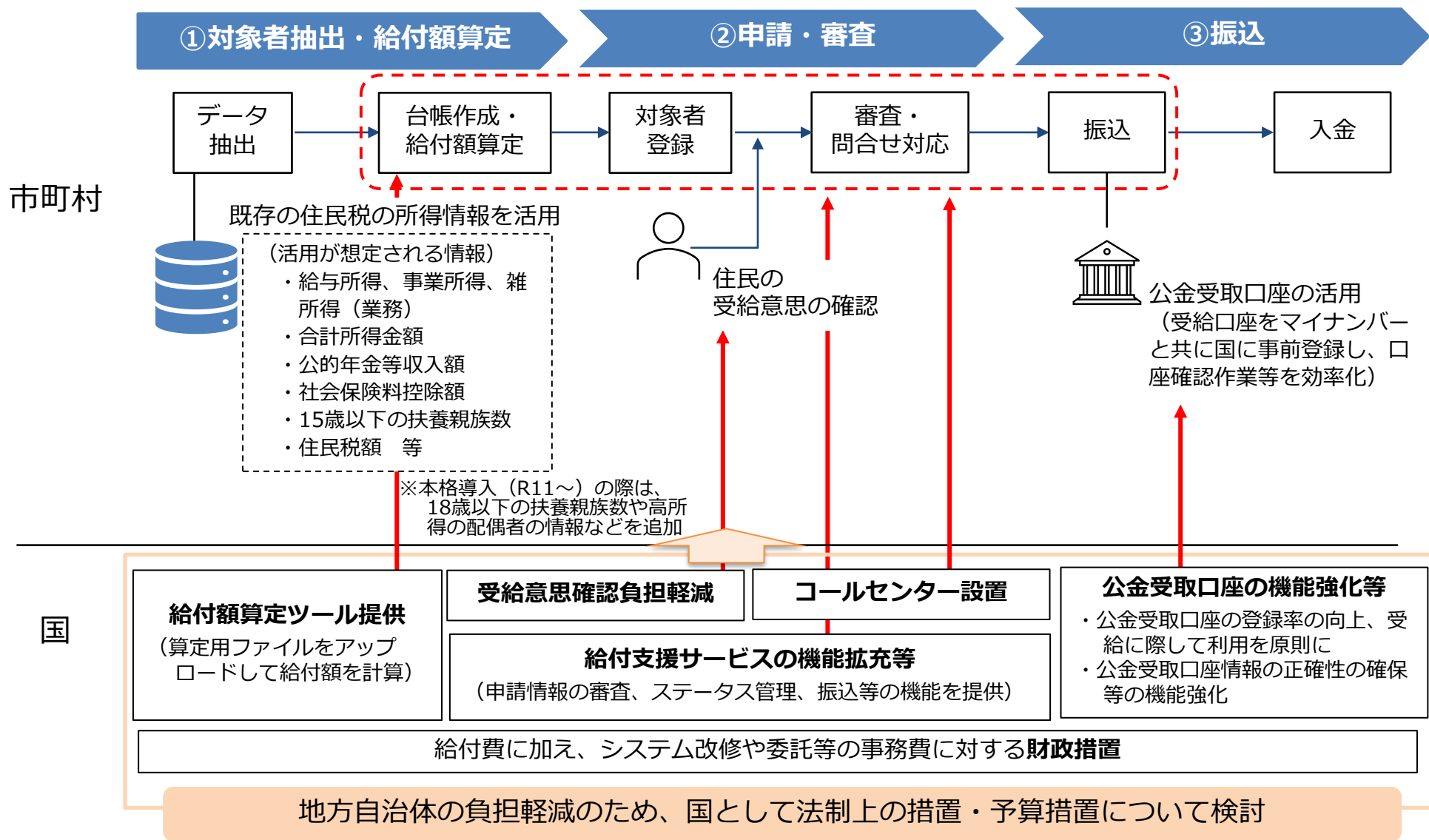
「所得に連動したきめ細かな給付」と「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」との違い

	所得に連動したきめ細かな給付(原則)	給付金・定額減税一体措置
① 給付に活用する税情報	住民税情報のみ	住民税情報及び所得税情報（所得税情報を活用しがたい場合は住民税情報から推計）
② 減税と給付の組合せ	住民税の所得額に応じた給付のみ	住民税及び所得税それぞれについて、減税と給付を組合せ
③ 減税／給付の単位	個人	世帯と個人が混在（重複排除の必要）
④ 給付の方法	前年の所得額に応じて給付 支給回数については事務負担を踏まえ今後検討 ※「基本方針」（R8.8.5閣議決定）（抄） 「なお、消費税減税の終了時に「所得に応じたきめ細かな給付」に円滑に接続するために必要な措置を講ずる。」	減税額確定を待たず、前年の所得税額を基にした見込み額により前倒しで給付（当初調整給付）した上で、最終的な不足分を追加で支給（不足額給付）

＜「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の全体像（令和5～7年）＞



執行イメージ（先行導入・本格導入）



➡ この事務の執行イメージを踏まえ、法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に、具体的な**事務執行の在り方**（都道府県による市町村の支援策も含む）**について協議**させていただきたい。

これまでの協議の場等でのご意見を踏まえた対応策①

	ご意見	対応
支給回数	事務負担を考慮し、 年1回 とする必要 [実務検討チームでのご意見] ・事務負担を考慮すると年2回の給付は困難 ・申請期限を設けた年1回給付とすべき	支給回数は 年1回 とする
	消費税減税終了時の措置 については、消費税減税の終了と「所得に連動した給付」との関係をよく整理し、十分検討した上で具体的な仕組みを示す必要	令和11年4月 に、令和10年度の受給資格者に対して 令和11年度以降の制度による支援額（半年分相当）を先行して支給 する（16ページを参照）
こども加算	児童手当など既存の制度の活用を検討すべき。 本制度で加算を行う場合、 市町村の事務負担を軽減するための方策 を検討する必要	課税実務を通じて得られた扶養親族の情報を活用して給付を行う ※児童手当の制度において対応することについては、社会保障国民会議において、「児童手当の給付は、所得制限が撤廃され、ユニバーサルに行われるようになっていて、中低所得の子育て世帯に集中的に支援できない」などの意見あり。
問合せ対応	国のコールセンターにおいて、単なる制度の説明にとどまらず、 給付対象に該当するかどうか、給付額について具体的に回答できる体制 を整備する必要 [実務検討チームでのご意見] ・住民が役所へ問い合わせたり来庁したりする前の段階で、自身の対象可否や必要な手続きを把握できるような周知方法を検討すべき	国によるコールセンターを開設するとともに、ウェブサイトで給付対象者が自ら給付額を算定できる仕組みを構築 し、本人から所得額等の情報提供があれば国のコールセンターでも給付見込額等を案内できるような国民の問合せに丁寧に対応する仕組みを構築
	国において、専門部署を設けて 自治体からの問合せに迅速に対応 するとともに、 十分なサポート体制を構築 する必要。 [実務検討チームでのご意見] ・地方団体からの問合せに対応する国の窓口強化も必要	国において、 自治体からの問合せに迅速に対応 する体制を構築
	問合せ対応等にあたる 現場の職員を支える対策 を確実に講じていただきたい。	市町村窓口から円滑に国のコールセンターに案内 するためのマニュアルの作成等も含め対応。

これまでの協議の場等でのご意見を踏まえた対応策②

	ご意見	対応
申請・審査 ・振込	地方税情報のみでは把握できない非課税者の対応について、多くの事務負担が生じることが予想されるため、市町村に新たな情報の把握や収集を求めることのない仕組みが必要 [実務検討チームでのご意見] ・非課税者の申告の受付について、税務署の協力体制が必要 ・給付に必要な情報は、税の申告手続きで得られるもので完結するようにすべき	非課税者であっても積極的に確定申告を行っていたくよう、国として広報を行う ※非課税者として対応が必要になるのは、事業所得や雑所得（業務）がある方で給付要件を満たす場合（給与所得のみの方は不要）の想定。
	給付額の決定後に税情報が修正された場合の対応について、給付事務の円滑な執行の観点から、事務負担の軽減を図る必要 [実務検討チームでのご意見] ・所得情報等の変更を都度給付額に反映することとした場合、過度な事務負担が生じる ・いつの時点の所得情報を用いるかは全国一律の基準が必要	認定請求・職権認定の期限を設定し、期限後の税情報の変更には対応不要とする
	公金受取口座について、登録率の向上だけでなく、公金受取口座情報の適切な更新や、有効であることの確認について、国の責任で対応すべき [実務検討チームでのご意見] ・公金受取口座利用の効果を上げるためには、登録率の向上だけでなく、情報が最新化されることも重要 ・申請なしで給付金が受け取れる説明だけにとどまらず、口座の登録や確認の方法についても丁寧に周知されたい	公金受取口座を登録している場合は、申請なしで給付を行えるよう法制上の措置を講じる 口座情報の正確性の確保や照会対応能力の強化のためのシステム改修を実施 公金受取口座の登録推進のため、国として広報を行う

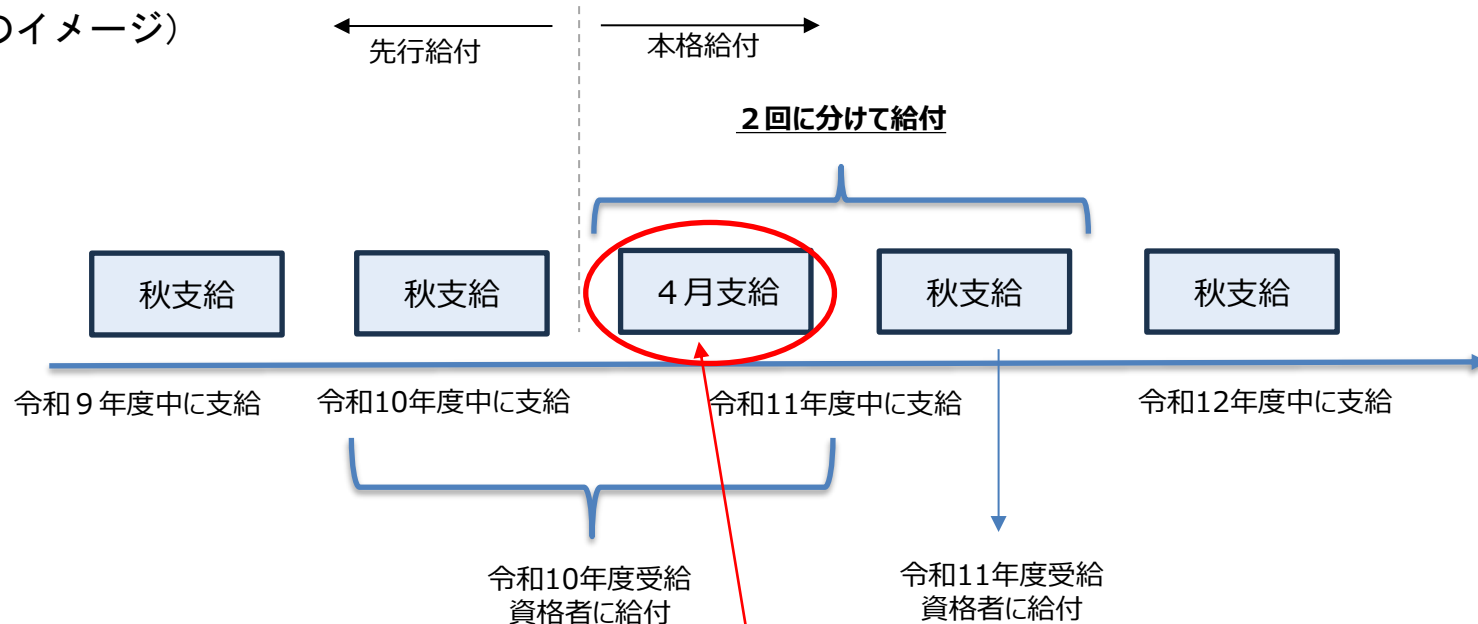
これまでの協議の場等でのご意見を踏まえた対応策③

	ご意見	対応
申請・審査 ・振込	給付支援サービスについて、利用できない自治体が出ることも想定される。システム構築等に当たり、市町村の実情を踏まえるべき [実務検討チームでのご意見] ・国が全国共通のシステム及び計算ツール等を整備し、一連の業務をシステム内で実施できるようにすべき ・給付額算定ツールや給付支援サービスについて、データの再入力や個別のデータ加工を極力不要とすることで、事務負担の軽減や給付事務の正確性向上に配慮されたい	必要な情報をアップロードすれば対象者ごとの算定額が計算される給付額算定ツールを国が無償提供
		給付支援サービスを国で一括契約した上で提供し、紙申請の場合の対応も含めて、市町村の実務を踏まえた負担軽減のための機能拡充を実施
		システム改修等に要する経費について、給付支援サービスを利用しない場合も含め、制度導入に際しては全額国費措置としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないように、国において必要な対応を行う
その他	今回の制度の目的である就労促進について、給付だけで完結するものではなく、相談等と一体で実施する必要。市町村において実施する施策に対して、財政措置を講じる必要。	就労促進に係る地方公共団体の役割に応じた対応の在り方について、検討を行う
	マイナンバーの活用にあたって必要となる個人情報保護への対応については、地方に新たな負担が生じないように、国が責任を持って措置いただきたい。	マイナンバー活用に伴う特定個人情報保護評価（PIA）をはじめとする個人情報保護のための措置について、自治体向けのガイドラインの作成等も含め対応。
	制度の意義や目的、具体的な仕組みについて、国において国民の皆様へ周知いただきたい。	制度の意義等について、特設サイトをはじめ、あらゆる媒体を通じ、国において積極的な広報を行う。

令和11年度中の支援金の支給について

- 令和11年度中に支給される支援金については、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの終了時に、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、
 - ・令和11年4月に、年度替わりの自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度を受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。
 - ・その後、令和11年度を受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
 - ・自治体の事務負担を考慮した具体的な執行等については、地方と協議する。

(給付のイメージ)



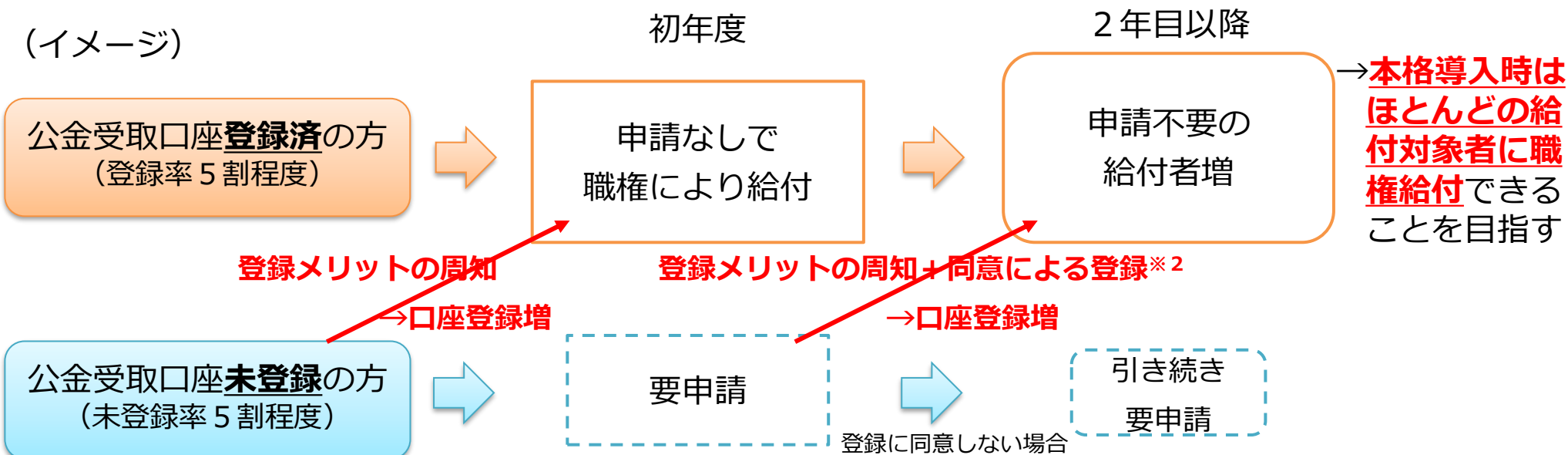
＜今後の検討の方向性＞

- ・令和11年4月支給は、既に確定した令和10年度受給資格者に対し、支援額のみ変更して支給（あらためての受給意思確認等は不要）
- ・支援額については、自治体の事務負担を考慮した具体的な執行等に支障が生じないよう、前もって決定し、繁忙期を迎える前の2月までに支給の準備を終え、4月は金融機関における振込のみ実施するような仕組みを検討

「所得に連動したきめ細かな給付」における公金受取口座の活用について

- 従来の経済対策等における給付金は、予算措置であるため、民法の贈与契約として、対象者の受給意思確認が必要。
- 今回の「所得に連動したきめ細かな給付」については、公金受取口座を登録している場合は、対象者からの申請なしに、職権で給付を行えるよう法制上の措置を講じる。
- これにより、公金受取口座を登録していれば申請なしで円滑に給付を受けられることについて、大きなメリット・インセンティブとして積極的に周知を図り、公金受取口座の登録を促す。
- 併せて、公金受取口座を登録していない方の場合には、申請があった給付の受取口座を、本人の同意（登録に同意しない場合のみ、申請書にその旨を記入）を得て、公金受取口座として登録する。
- これらの措置を通じて、公金受取口座の利用による職権給付を原則化し、自治体の事務負担を最小化※¹。

(イメージ)



※¹ こうした公金受取口座の徹底活用のため、公金受取口座登録システムにおける口座実在確認等の機能や照会対応能力の強化を図るほか、給付額を算定するツールや給付事務を管理するサービスの提供、国によるコールセンターの設置など、国が前面に立って事務負担の軽減策を講じる。

※² 自治体における登録事務の負担軽減に資するようなシステム改修等を検討中。

◆ 就業者負担軽減支援金について

(1) 就業者負担軽減支援金の支給に要する費用については、

- (i) 中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること
- (ii) 本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたこと

を踏まえ、**その3分の2以上を国が負担し、残余のうち2分の1ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担**することとし、**費用の負担割合の決定に際しては地方と協議**する。

※国が負担する額については国が市町村へ、都道府県が負担する額については都道府県が市町村へ、それぞれ交付する。（市町村の国に対する申請等については、都道府県でとりまとめ等を行っていただくことを想定。）

(2) (1)の地方負担については、**地方財政計画の歳出に全額計上**するとともに、**一般財源総額を増額確保**する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、**地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入**する。

- (3) 国は、就業者負担軽減支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、就業者負担軽減支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村（特別区を含む。）に対して**、当該市区町村における負担に相当する額を上限として、**当分の間、特別交付金を交付**する。
- (4) **令和9年度及び令和10年度**においては、(3)にかかわらず、就業者負担軽減支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、就業者負担軽減支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**全ての市区町村に対して**、当該市区町村における負担に相当する額について、**特別交付金を交付**する。
- (5) **事務費やシステム改修等に要する経費**については、**制度導入に際して全額国費措置**としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。

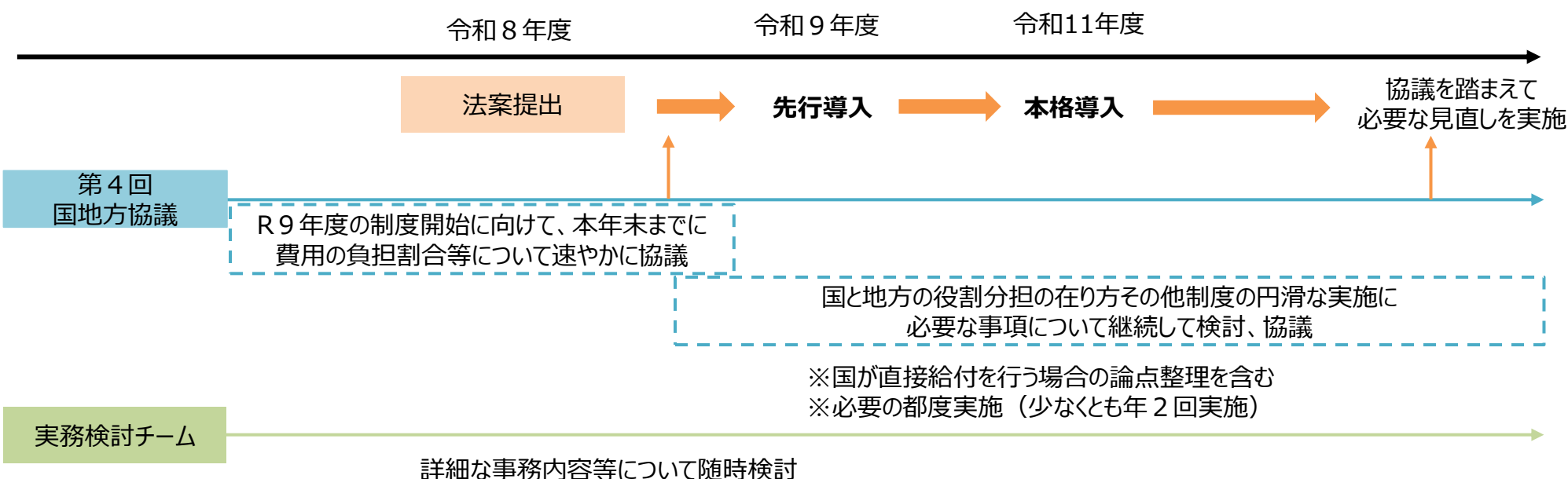
※都道府県において、市町村に職員を派遣する場合に要する経費や、交付金・補助金等の交付事務（市町村の国に対する申請の取りまとめ等）に要する経費を含む。

◆ 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについて

令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、**全額を地方特例交付金により補填**するとともに、各年度において**必要な地方交付税総額を適切に確保**する。

今後の「「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」のスケジュール（イメージ）

- 令和9年度の制度開始に向けて、本年末までに「就業者負担軽減支援金」に関する費用の負担割合等について協議させていただくとともに、「実務検討チーム」における検討も継続させていただきたい。
- 国と地方の役割分担の在り方等については、国の役割を拡大する方向で、本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、本制度の導入後速やかに、「「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」において協議させていただきたい。



（参考）「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（案）（抜粋）

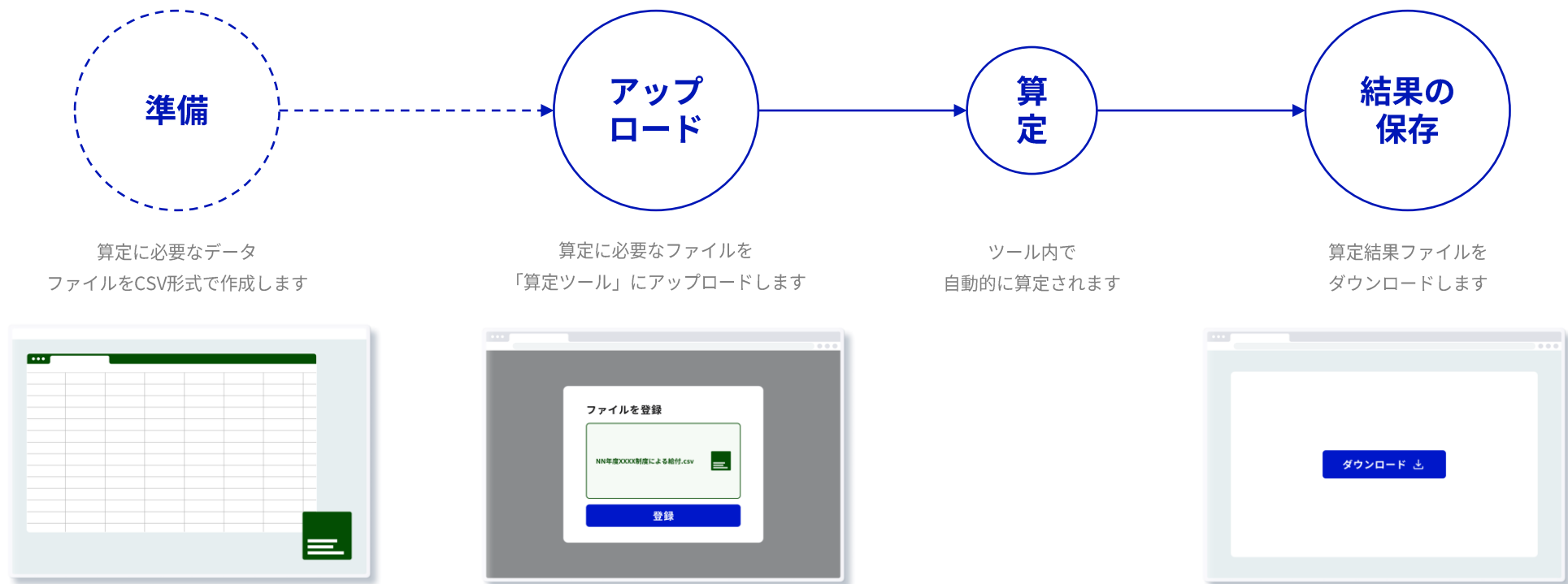
「政府は、社会の構造の変化及び情報システムの整備の進展その他の状況の変化、社会保障制度及び税制の見直し、行政事務に関する国と地方公共団体との役割分担その他の地方制度の在り方に関する調査審議等を踏まえ、国の役割を拡大する方向で、本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、本制度の導入後速やかに、「「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」において地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う。」

「政府は、このほか、支援金制度の施行後5年を目途として、支援金制度の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、支援金制度について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」

参考

給付額算定ツール

- R6以降の定額減税・給付一体措置において、自治体の給付に際しての給付額算定を円滑化するために、提供したもの。
- 予め指定されたフォーマットで作成した算定用入力ファイル（csv）を、算定ツール画面にアップロードすると、システムで処理した給付対象者ごとの給付額等算定結果がダウンロード（csv）可能。各自治体がシステム構築を行う、もしくはそれらの業務を委託事業者へ委託するための手間や費用の負担軽減が可能。
- 各給付の制度設計に合わせて開発が必要。また、必要な情報を抽出し、算定用入力ファイルを作成できることが使用の前提となる。（入力ファイルの作成を支援するツールは提供可能）
- 調整給付等で1580の自治体において利用実績あり。



給付支援サービス

- ▶ 給付対象者・給付額決定後の給付事務を支援するサービス。審査事務・振込事務のデジタル化により給付事務実施者の負担を軽減。
- ▶ 給付対象者への確認書類の作成、申請情報との自動マッチング・審査、ステータス管理、サービス内振込（サービス外振込に必要な全銀フォーマットの出力）等の機能を提供。給付対象者も、マイナポータルを通じオンライン申請が可能のため記入は最小限、添付書類は省略が可能で、申請状況の確認も可能であるため、給付事務実施者への問合せの軽減も可能。また、給付対象者から紙で行われた申請についても取扱可能。
- ▶ これまで利用は有料（給付対象者数等によって異なり、半年程度の利用で、小規模給付であれば数十万～全住民向け等大規模給付であれば数百万程度）。
- ▶ 現在、約100の団体において使用実績あり。

給付対象者

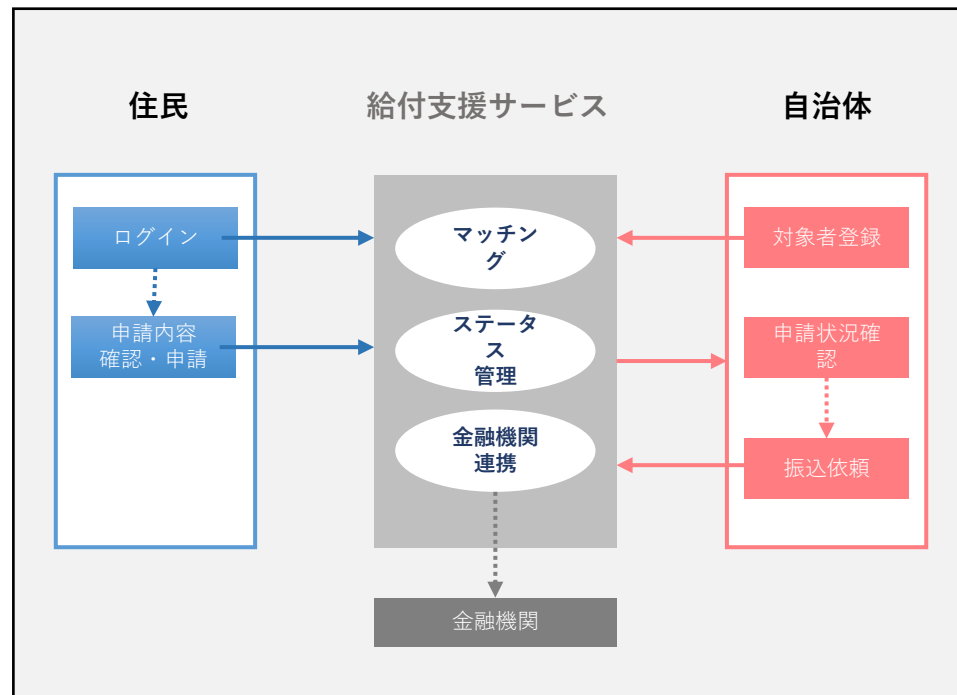
利用方法

- ・ 自治体の案内（二次元コード等を記載）からマイナポータルへアクセス
- ・ マイナンバーカードで本人確認
- ・ 公金受取口座を利用
（自治体独自で保有する口座情報は指定不可）

給付対象者メリット

- ・ 面倒な申請書記入が最小限にできる
- ・ 添付書類を省略することもできる
- ・ マイナポータル上で申請のステータスを確認できる（未申請、審査中、振込準備中、完了）

給付支援サービス



地方自治体

利用方法

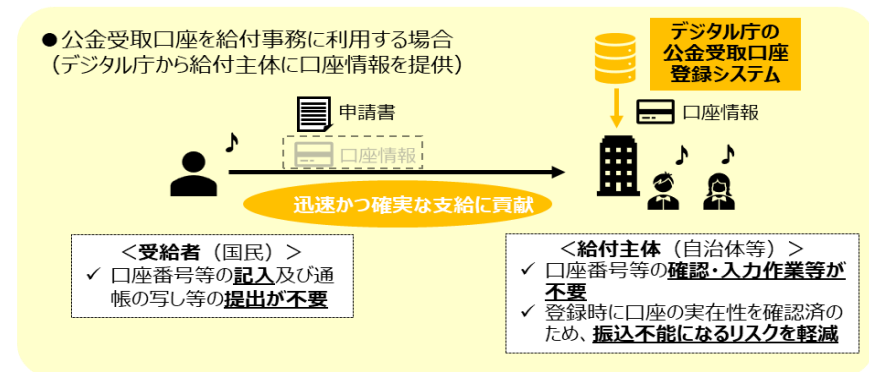
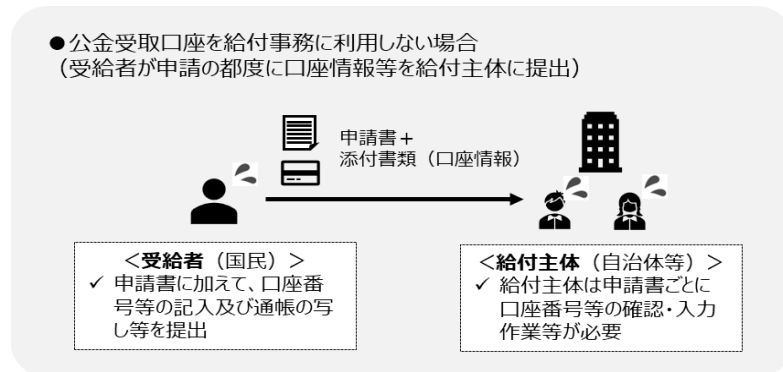
- ・ 対象者情報の抽出・登録
- ・ 審査
- ・ 振込依頼
- ・ マイナポータルを介した国民への通知（却下、振込予定）

自治体メリット

- ・ 本人申請内容をデータで提供することで、システムを用いて審査業務を効率化できる
- ・ また、紙で受け取ったものの転記・再確認等もないため事務処理負担を大幅に削減することができる

公金受取口座

- ▶「公金受取口座」は、口座登録法に基づき、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、国民1人につき1口座の預金口座情報等をマイナンバーとともにデジタル庁に任意登録し、給付主体による給付事務の実施に当たり、デジタル庁から当該口座情報を提供する仕組み。
- ▶給付対象者においては申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が、行政機関においては口座情報の確認作業等が不要となる。
- ▶登録した口座の名義変更等を行った際には、本人がマイナポータル等を通して公金受取口座登録情報の変更手続きを行う必要がある。
- ▶現在の公金受取口座の登録数は約6,400万件（6月末時点）であり、自治体における児童手当等の給付、国税の還付等様々な事務で使用されている。2022年の運用開始以降、約4,400万件（6月末時点）の口座情報を提供している。
- ▶なお、「預貯金口座付番制度」は、預貯金者がその意思に基づき金融機関へマイナンバーを届け出て、預貯金口座に付番することにより、預貯金者が相続時等に口座の所在を確認しやすくなる仕組みであり、「公金受取口座登録制度」とは異なる制度である。

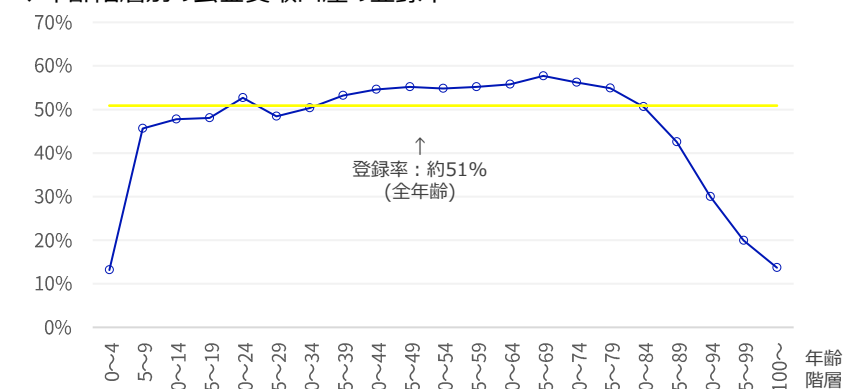


◆公金受取口座の活用の有無による給付事務への影響

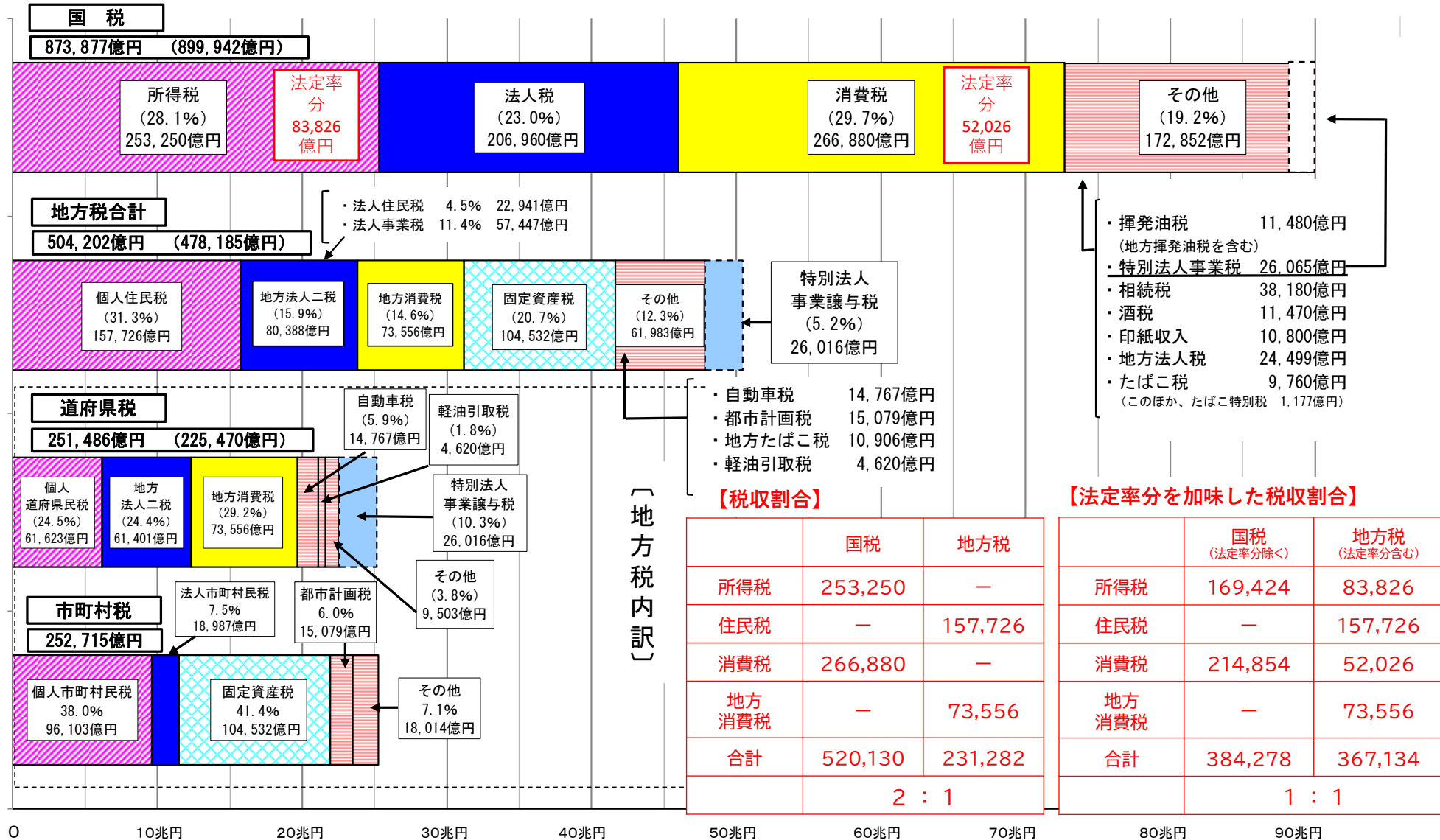
	紙申請の口座	公金受取口座
受給者による申請手続	口座情報の記入・提出が必要	左記が不要
行政側の事務コスト	口座情報の提出を求める封筒の郵送、口座情報の確認・入力作業、振込エラーへの対応等が必要	左記事務に係るコストを軽減
給付に要する期間	相対的に長期化	給付までの期間を短縮
口座実在性確認	通常は未実施	登録時等に実施済
誤給付等のリスク	一定のリスクあり	リスクを軽減

(注) 目安であり、実際の給付事務の性質等によって影響は異なり得る。

◆年齢階層別の公金受取口座の登録率

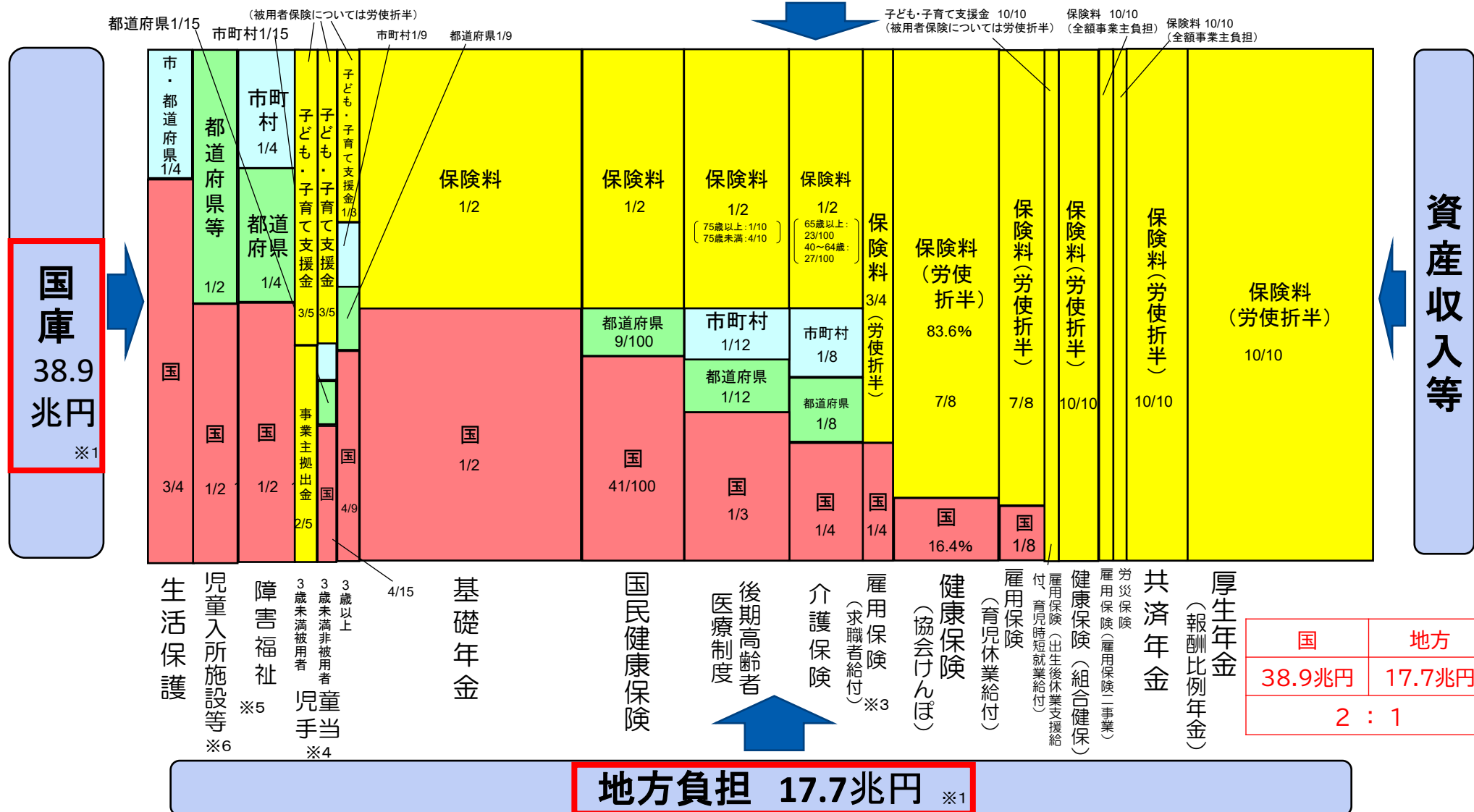
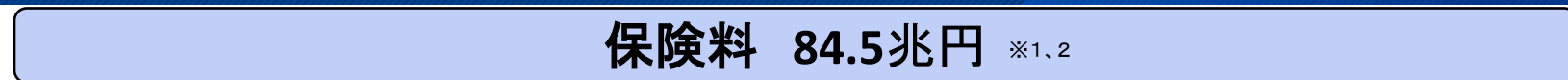


国税・地方税の税収内訳(令和8年度地方財政計画額)



- (注)1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は特別法人事業税を含まず、地方税は特別法人事業譲与税を含む。()内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額である。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

社会保障財源の全体像（イメージ）

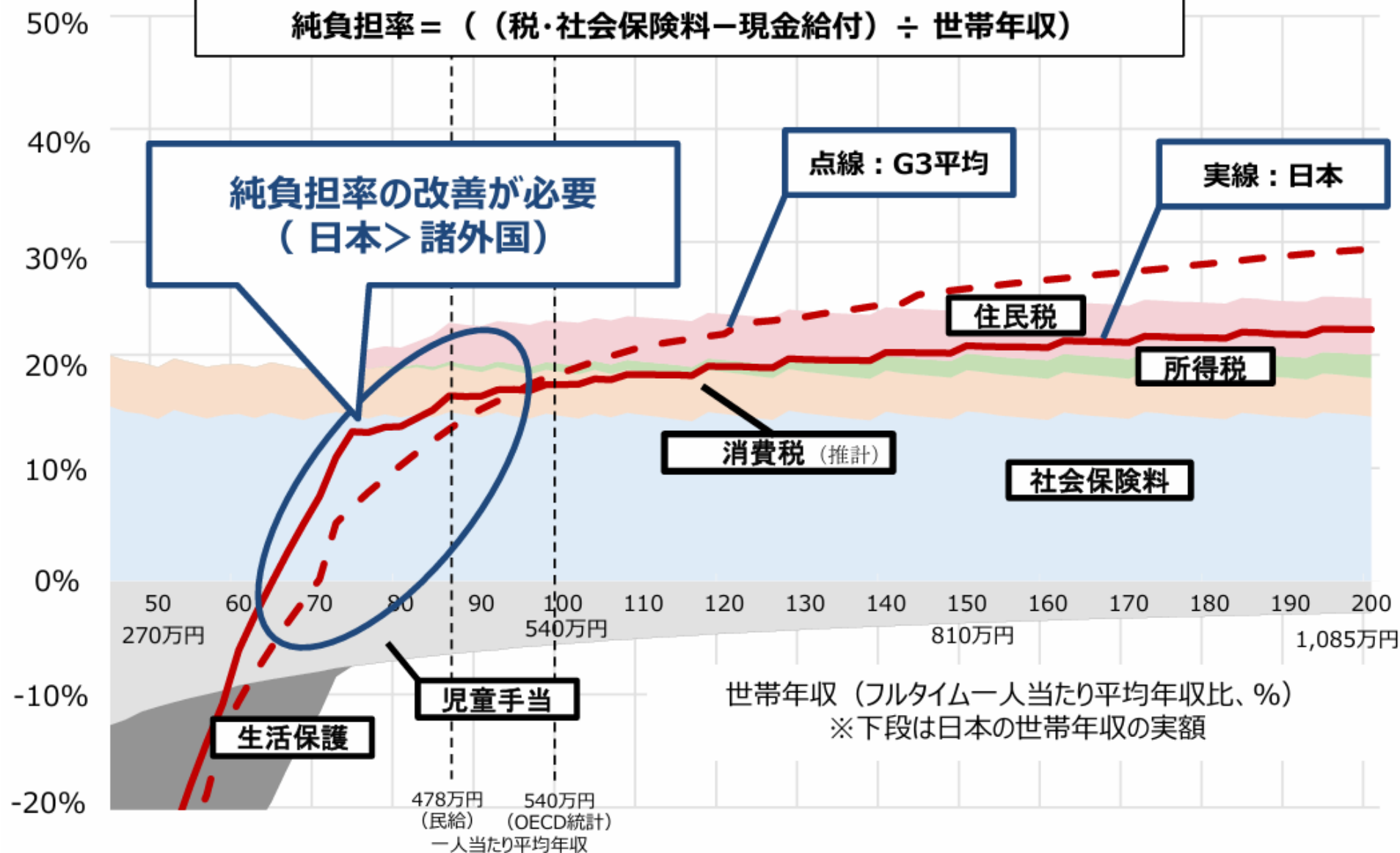


(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2026年度当初予算ベース。 ※2 保険料には事業主拠出金及び子ども・子育て支援金を含む。(子ども・子育て支援金は、児童手当、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、育児時短就業給付等に充てられる。なお、2028年度にかけて、必要に応じ、子ども・子育て支援特例公債を発行。) ※3 雇用保険(失業給付)の国庫負担割合については、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ、1/4又は1/40となるとともに、一定の要件下で一般会計からの繰入れが可能。 ※4 児童手当については、公務員支給分を除いた割合である。 ※5 障害児支援を含む。なお、障害児入所に係る負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。 ※6 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所する場合等の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。

【子育て世帯（夫婦・子2人）の純負担率】

G3（米・独・仏）平均との比較

$$\text{純負担率} = \left(\left(\text{税・社会保険料} - \text{現金給付} \right) \div \text{世帯年収} \right)$$

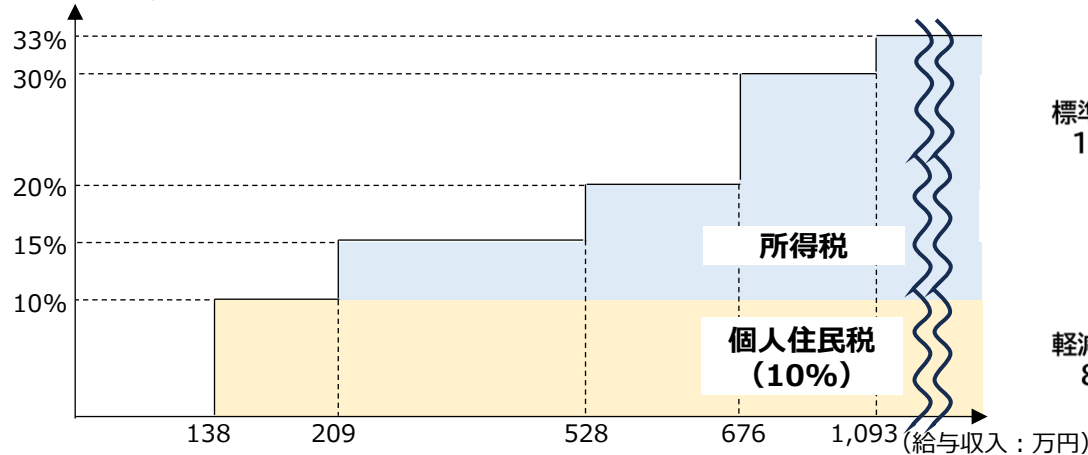


① 国税・地方税

(1) 所得課税

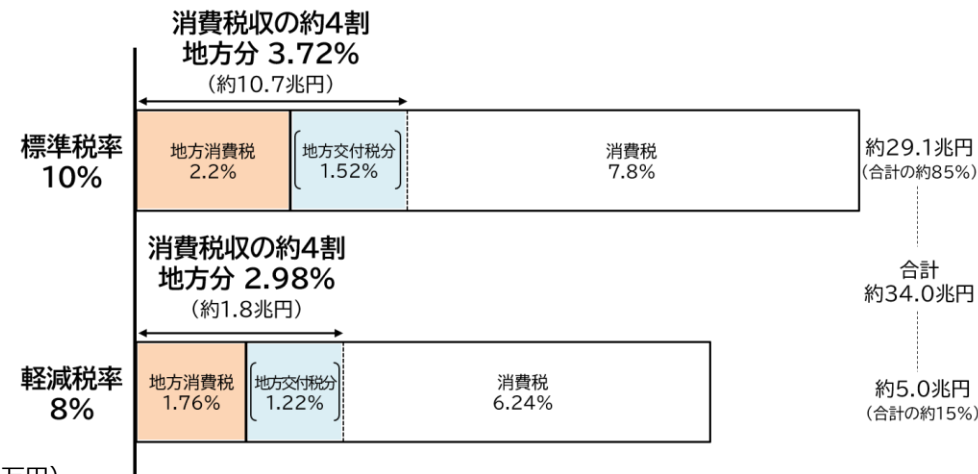
(参考)住民税は10%の比例税率、所得税は累進税率で最低税率5%

(限界税率：%)



注:単身者の給与収入者の場合であり、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(2) 消費課税



注：金額は令和8年度地方財政計画及び令和8年度予算ベース。

② 社会保険料

- 国民健康保険制度においては、公費（国・地方）により中低所得者等の保険料負担を軽減している。

※低所得者保険料軽減制度（4,567億円）	国：都道府県：市町村＝0：3：1
※保険者支援制度（2,765億円）	国：都道府県：市町村＝2：1：1
※子ども保険料軽減制度（83億円）	国：都道府県：市町村＝2：1：1
※産前産後保険料免除制度（16億円）	国：都道府県：市町村＝2：1：1

注：（ ）内の金額は令和8年度予算及び地方財政計画ベースの事業費。

③ 社会保障給付費

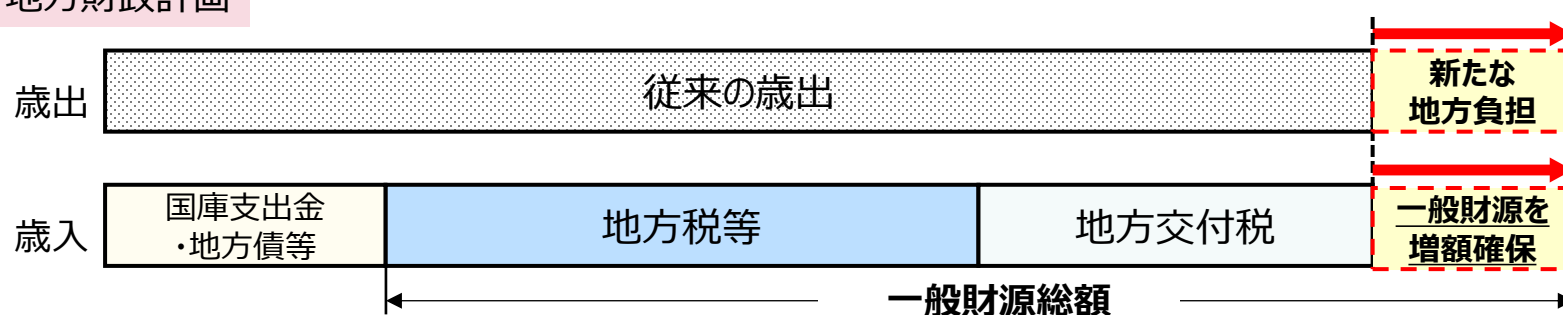
- 社会保障制度における現金給付について、国と地方が給付費の負担を分担している。

※生活保護	国：地方＝3：1（地方分は都道府県、市及び福祉事務所設置町村）
※児童手当	国：都道府県：市町村＝4：1：1

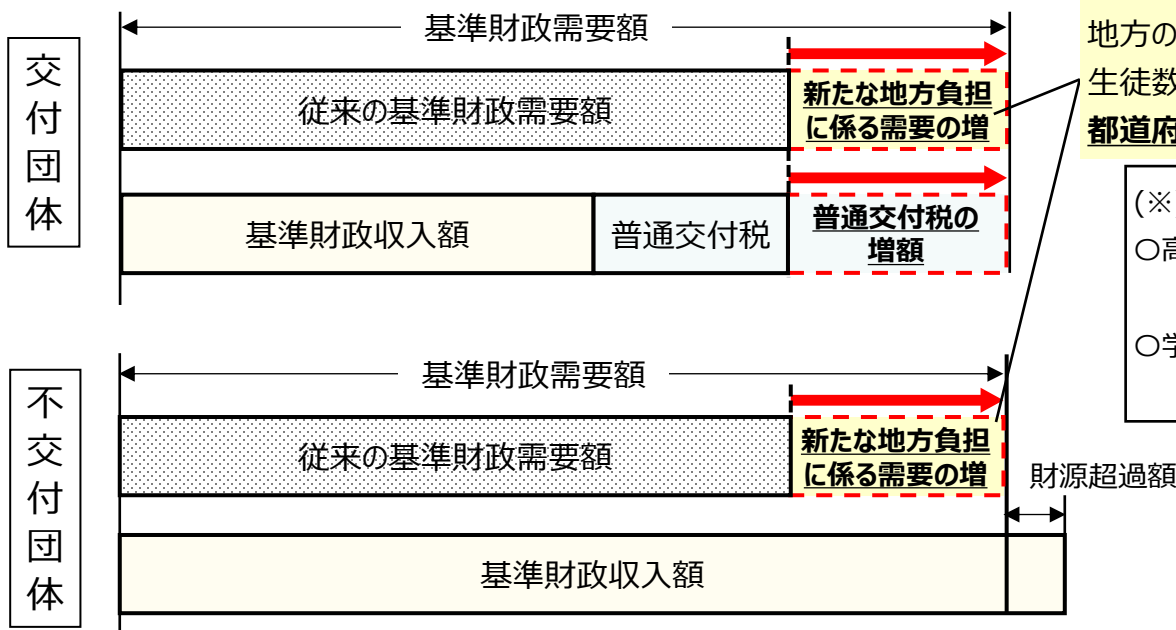
【参考】いわゆる教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

いわゆる教育無償化に係る地方負担については、国と地方の協議の場における地方からの意見も踏まえ、**地方財政計画の歳出に全額計上し、地方の一般財源総額を増額確保**した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、**地方負担の全額を基準財政需要額に算入**。

地方財政計画



地方交付税の算定



地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における対象児童・生徒数に児童・生徒一人当たりの支援単価（※）を乗じることにより、**都道府県負担の全額を算定**。

（※）支援単価の設定について

○高等学校等就学支援金制度の拡充分

：公立高校・私立高校等の学校種別に応じて支援単価を設定

○学校給食費の抜本的な負担軽減分

：完全給食、ミルク給食、補食給食等の種別に応じて支援単価を設定

- 地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方では、**国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる**とし、地方自治体の事務は**法定受託事務**と**自治事務**に区分される。
- 社会保障関連制度では、**年金は国が直接給付に関する事務を担う一方、生活保護・子育て支援・介護・医療の分野においては、国・都道府県・市町村が分担して事務を担っている。**

【地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方】

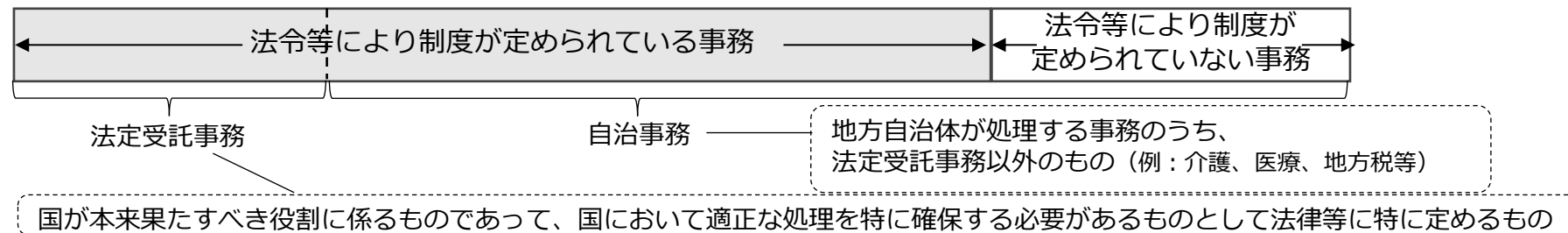
- **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

※国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

- **住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる。**

＜地方自治体の事務のイメージ＞



【社会保障関連制度における主な役割分担】 ※ **法定受託事務**（都道府県・市町村の法定受託事務以外の事務は自治事務）

	年金	生活保護	子育て支援	介護	医療
国	・年金 給付 に関する事務	・生活保護制度の立案 ・財政支援	・子育て支援制度の立案 ・財政支援	・介護保険制度の立案 ・財政支援	・医療保険制度の立案 ・財政支援
都道府県	—	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の設置に係る認可 ・児童扶養手当の 支給 (※1・2) ・財政支援	・介護保険事業運営の助言、援助 ・財政支援	・国民健康保険事業の財政運営の責任主体
市町村	・被保険者からの資格の取得等に関する届出の受理等	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の運営 ・保育の必要性の認定や保育所等の利用調整等 ・児童手当・児童扶養手当の 支給 (※1・2)	・介護保険事業の運営（要介護者等の認定、保険給付（高額介護サービス費の 支給 (※3)を含む）等）	・国民健康保険事業の運営（資格管理、保険料の決定・賦課・徴収、保険給付（療養費の 支給 を含む）等）

※1 生活保護の決定・給付や児童扶養手当の支給は、市町村に福祉事務所がある場合は市町村、ない場合は都道府県が担う。

※2 そのほか、法令等により制度が定められていない事務として、児童手当・児童扶養手当の登録口座を活用した国の給付金の支給事務を行ったことがある。

※3 負担上限を超えた額がサービス利用後に登録口座に振り込まれる高額介護サービス費の支給。

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第2条

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）では、今後目指す行政の姿として、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫**という最適化された行政」「**有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行う**ことができる強靱な行政」「**規模の経済やコストの可視化及び調達**の共同化を通じた負担の軽減により、**国・地方を通じ、トータルコストが最小化**された行政」が掲げられている。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用
の推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

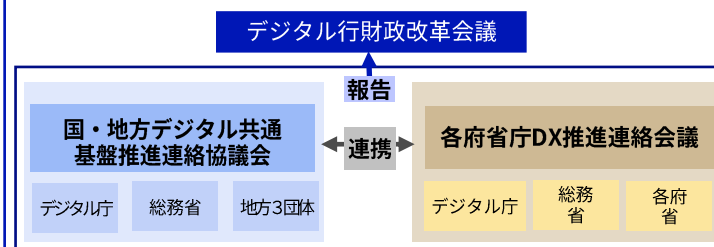
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・原則として費用は整備主体が負担
 - ・利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための 「国と地方の役割分担」の在り方に関する検討

第5回社会保障国民会議者会議

令和8年5月15日

資料2抜粋

- 第34次地方制度調査会（R8.1.19～）において、人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、**将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担**、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議していくこととされている。

1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。**内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。**
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

2. 第34次（今回）の諮問事項

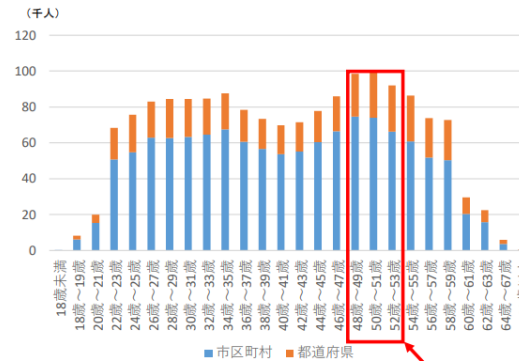
- 令和8年1月19日に第1回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

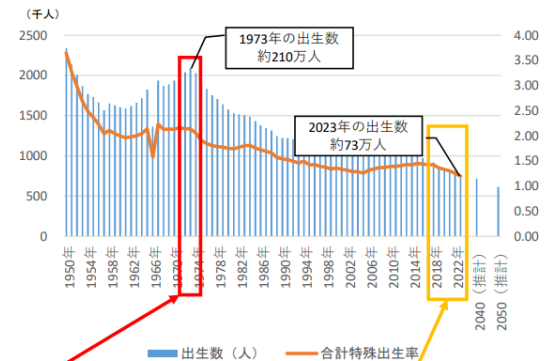
<参考：地方自治体における人材不足等の課題>

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**（技術職員、デジタル人材等）等の不足が喫緊の課題
 - **団塊ジュニア世代**（毎年約200万人出生）の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**
- 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現するため、これまでと異なる**新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた制度の見直し**の議論を進めることが必要。

都道府県及び市町村の年齢別職員数（2023年）



出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

（出典）総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

（出典）2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

（1）国のAX/DX基盤の高度化・強靱化

④ 「公正」「公平」「迅速」な給付を実行するためのインフラの構築

- 新型コロナウイルス感染症への対応の中で浮き彫りとなった行政サービスのデジタル化の遅れ（「デジタル敗戦」）の反省を踏まえ、パンデミックや災害、物価高騰といった非常時を含め、平時にも国が困っている方に困っているタイミングで必要な手を迅速に、また、直接に差し伸べることも可能となる給付インフラを構築していくことが極めて重要な課題である。
- このような考え方にに基づき、デジタルの活用により、事務負担のこれまでにない最小化を実現する給付インフラを整備するため、デジタル庁は、社会保障国民会議における「給付付き税額控除」に関する議論にも留意しつつ、以下の取組について、令和8年度から着手する。
 - ・ マイナンバーを用いた市町村・府省庁等の行政機関間の情報連携の円滑化のため、公共サービスメッシュが提供する中間サーバー相当機能や情報提供ネットワークシステムの強化を速やかに行うとともに、大量照会機能の具体化、情報連携の開始までの業務フローの見直し、情報照会事務の追加や新規機関の接続等を柔軟に行う仕組み（ファストトラック）の導入について検討を進める。
 - ・ 給付対象者の申請から給付主体による審査、振込まで一気通貫でデジタル完結を可能とする給付支援サービスについて、例えば、給付業務の省力化に資する機能、給付対象者の台帳作成、算定ツールの提供、マイナンバー情報連携やマイナポータルとの連携などの機能拡張・改修等の実装化に向け取り組む。
 - ・ 公金受取口座を徹底活用した簡易・迅速な給付を図るため、口座情報登録・連携システムにおける口座実在確認等の機能や照会対応能力の強化を図る。また、年金受給者によるオプトアウトでの登録を可能とする特例制度の令和8年度中の開始等の取組により、登録者数の更なる増加を目指す。あわせて、新たな給付施策の導入においては、デジタル化された手続の構築に当たり、受給者による公金受取口座の登録及び利用を前提とする方向で給付主体等との調整を図る。
- デジタル庁及び関係府省庁等は、まずは、非常時などに地方に負担をかけず国が直接に給付対象者に必要な給付を行う観点で、個別の金融機関等の対応に要する負担にも配慮しつつ、官庁会計システム（ADAMSⅡ）及び日本銀行の国庫計理・振込システム等を含む、国庫から給付対象者への支払い機能を担うシステムについて必要な改修を行う。あわせて、必要に応じ、ポイントなど、現金振込以外の給付手段の多様化も検討する。